

リサイクル保管庫設置補助金交付制度について

(制度の概要)

市民リサイクル活動の推進を図るため、市民リサイクルによって回収された資源物を保管する「保管庫」の設置及び購入に対して補助金を交付します。



○ 交付対象となる保管庫

下記の要件をいずれも満たす保管庫に対して補助します。

- (1) 固定設置型で構造上、設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
- (2) 回収した資源物を安全かつ適正に保管できるもの

○ 補助金の額

設置及び購入費用（消費税を含む。）の2分の1 ※限度額100,000円

※過去に補助金の交付を受けた団体については、限度額から過去の補助金を差し引いた額を上限とする。

○ 交付の条件

- (1) 「熊本市市民リサイクル活動登録団体」であること
- (2) 保管庫の維持管理は、交付を受ける登録団体が責任を持って適性に行うこと。
- (3) 市民リサイクル活動の資源物保管以外の目的に使用しないこと。

保管庫を有効利用し、より多くの資源物を回収しましょう。



団体内で保管庫の場所を十分に周知して、なるべく多くの人が利用できるようにしましょう。
(保管庫に登録団体名を掲示するなどの工夫を！)

保管庫設置時の注意！

◆ リサイクル保管庫を設置する場所を確保しましょう。

リサイクル保管庫の補助金を申請する際には、保管庫を設置する土地の占有・使用許可及び土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書と、その土地の登記簿謄本が必要になります。



事前に保管庫設置予定の土地の所有者または管理者を調べ、土地の使用が可能かどうかを確認し許可をもらいましょう。(土地の所有者が不明の場合は登記事項証明書等の確認を！)

リサイクル保管庫の補助金交付までの流れ

申請書の取り寄せ (登録団体)

電話連絡または来課等で補助金申請に必要な書類を入手してください。

申請書の提出 (登録団体)

設置及び購入先が決定したら関係書類を提出してください。

【提出書類】

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ・設置見積書又は販売価格の分かるもの
- ・設置場所の位置案内図
- ・土地等の占用・使用許可書の写し又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書
- ・土地の登記簿謄本

申請内容に変更が生じた場合は変更届の提出が必要になります。

- ・リサイクル保管庫設置交付申請内容変更届（様式第2号）

決定通知の送付 (市役所)

申請書類を確認後、下記の通知書を送付します。

- 〈補助金の交付を適当と認めた場合〉
- ・リサイクル保管庫設置補助金交付決定通知書（様式第3号）
- 〈補助金の交付を不適当と認めた場合〉
- ・リサイクル保管庫設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）

保管庫の設置及び購入 (登録団体)

リサイクル保管庫設置補助金交付決定通知書（様式第3号）の確認後、保管庫の設置及び購入を開始してください。

請求書及び完了届の提出 (登録団体)

保管庫の設置完了後、関係書類を提出してください。

【提出書類】

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付請求書及び受領委任書（様式第5号）
- ・リサイクル保管庫設置完了報告書（様式第6号）
- ・領収書
- ・完成写真
- ・通帳の写し

補助金の支払い (市役所)

関係書類の確認後、指定の口座へ振り込みします。